

# 防災特集

## いざというときの備えは大丈夫ですか？

### ■防災対策関係の支援制度

町では、災害時に備え、次の防災対策関係の支援制度を行っています。

| 制度名   | 内容   |
|---|--|
| <b>災害時要援護者<br/>避難支援制度</b><br>(問合先)総務課<br>☎388-1111    | 災害時に自力で避難ができず、周りの人の支援を必要とする方を対象に、自主防災会(町内会)、民生委員・児童委員、近隣住民などの協力をいただきながら、地域全体で避難支援をしていく制度です。<br>《対象者(災害時要援護者)》<br>①介護保険における要介護3以上の方<br>②障がいのある方(身体障害者手帳1・2級)<br>③65歳以上のひとり暮らしの方<br>④65歳以上のみの高齢者世帯の方 |
| <b>ブロック塀などの<br/>除去に対する助成</b><br>(問合先)総務課<br>☎388-1111 | ブロック塀などの倒壊による生命の危険をなくすため、ブロック塀などの除去に対する助成を行っています。<br>《条件》個人の住宅などの敷地内に設置されたブロック塀などで、道路に面した部分で0.65メートル以下の高さまで除去した場合<br>《助成額》1メートル当たり7,800円で、補助率3/10(限度額100,000円)                                     |
| <b>家具転倒防止<br/>補助器具の支給</b><br>(問合先)総務課<br>☎388-1111    | 災害時要援護者のお年寄りなどが、家具などの転倒により犠牲になることが多いことから、65歳以上の高齢者のみで構成された世帯や、障がい者の方のみで構成されている世帯などに家具転倒防止補助器具を自主防災会長(町内会長)を通して支給しています。<br>《タイプ》L字型金具式とチェーン式(無償)<br>《支給数》一世帯あたり2組まで<br>※ただし、支給は1回限りです。              |
| <b>木造住宅の<br/>耐震支援制度</b><br>(問合先)建設課<br>☎388-1117      | ① <b>木造住宅耐震診断相談士無料派遣事業</b><br>昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅一戸建ての耐震診断を希望される方に、無料で岐阜県木造住宅耐震相談士(以下「相談士」)を派遣して耐震診断を行います。<br>※耐震補強のための概算費用が分かります。  |
|   | ② <b>木造住宅耐震診断助成事業</b><br>昭和56年6月1日以後に着工された木造住宅一戸建ての耐震診断も費用の一部を助成しています。<br>《助成額》耐震診断経費の 2/3 (助成対象限度額45,000円、助成限度額30,000円)   |
|   | ③ <b>木造住宅耐震補強工事助成事業</b><br>昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅で、相談士による耐震診断を受けて補強が必要とされ、相談士が設計や工事監理する木造住宅の耐震補強工事に対して費用の一部を助成します。<br>《助成額》耐震補強工事経費の 7/10 (助成対象限度額120万円、助成限度額84万円)                                 |

※制度の詳細は、各担当課にお問い合わせいただくか、町ホームページをご覧ください。